

国立・国定公園における必要な措置に関連した 自然環境保全地域等の現状と課題

平成20年12月4日（木）

環境省 自然環境局 自然環境計画課

自然環境保全法の概要

(昭和47年6月制定・昭和48年4月施行)

自然環境保全法の目的

この法律は、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

自然環境保全 基礎調査

- ・概ね5年ごと
- ・地形、動植物等

自然環境保全 基本方針

- ・昭和48年10月
閣議決定

自然環境保全地域等 の指定・保全

- ・原生自然環境保全地域
- ・自然環境保全地域

自然環境保全地域等と自然公園の違い

法目的の違い

- 自然環境保全地域等：すぐれた自然環境の保全
- 自然公園：すぐれた自然の風景地の保護と利用の増進

具体的施策の違い

- 自然環境保全地域等
 - ・開発行為を厳しく規制
 - ・必要最小限の保全事業（巡視歩道、標識、植生復元施設等）
- 自然公園
 - ・開発行為を規制する他、適正な利用を増進
 - ・公園計画に利用施設を位置づけ、公園事業（園地、宿舎、野営場等）を執行する他、自然ふれあい活動等を実施することにより、利用の増進を図る

原生自然環境保全地域と 自然環境保全地域の違い

指定の考え方

○原生自然環境保全地域

自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持している土地の区域

○自然環境保全地域

特定の自然環境（高山性植生、天然林、地形、海域等）を維持するため、保全することが特に必要な地域

自然環境保全地域等の指定

| | 原生自然環境 保全地域 | 自然環境保全地域 |
|------|--|--|
| 指定要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持している土地の区域 ・面積: 1,000ha以上 ※周囲が海面に接する区域: 300ha以上 ・国公有地(保安林除く) | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を保全することが特に必要な地域 ①高山性植生(1,000ha以上) ②すぐれた天然林(100ha以上) ③特異な地形地質(10ha以上) ④すぐれた海岸、湖沼等(10ha以上) ⑤すぐれた海域(10ha以上) ⑥野生生物の生息地等(10ha以上) |
| 指定手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣が、都道府県知事及び中央環境審議会の意見をきいて指定 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣が、地方公共団体の長及び中央環境審議会の意見をきいて指定 |

自然環境保全地域等の保全計画

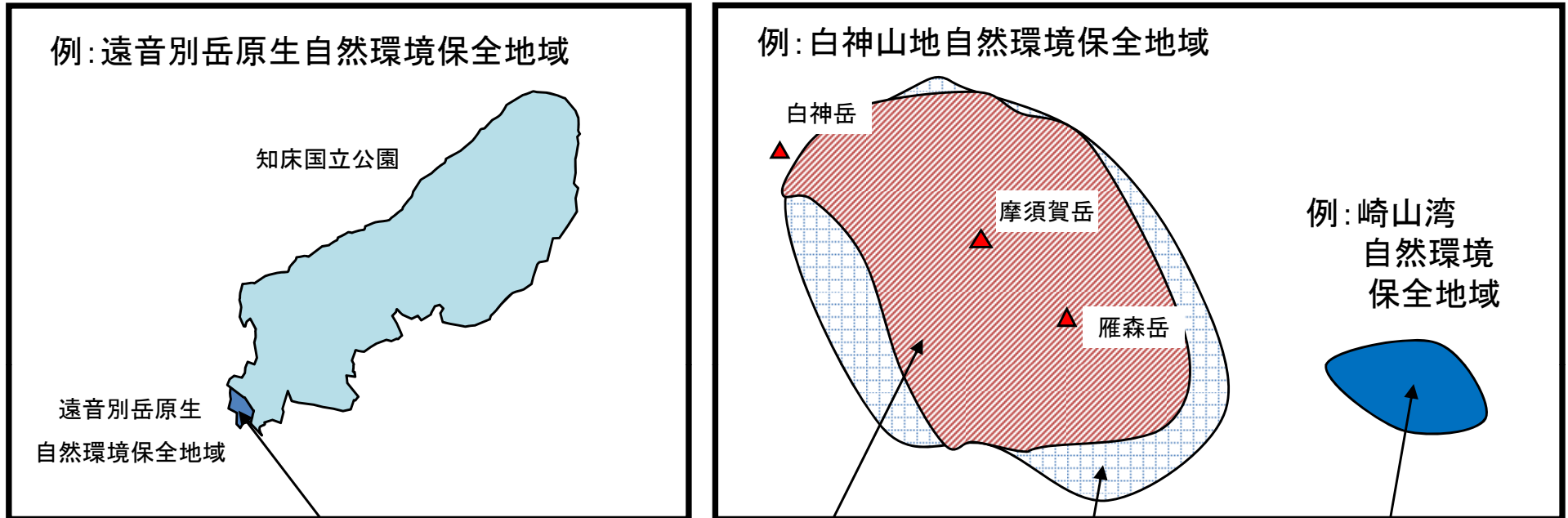
原生自然環境保全地域



自然環境保全地域



自然環境保全地域等の保全(概念図)



| | | | | |
|-----------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 自然環境保全地域 | | |
| | 原生自然環境 保全地域 | | | |
| | | 特別地区 | 普通地区 | 海中特別地区 |
| 規制の 度合 | 厳しい | 緩やか | | |
| | (原生的な自然環境の保全) | (優れた自然環境の保全) | (優れた自然環境の保全) | (優れた自然環境の保全) |

自然環境保全地域等の保全（規制）

| | 原生自然環境保全地域 | 自然環境保全地域 |
|------|---|---|
| 行為規制 | <p>【全域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築、土地の形質変更、土石の採取、水面の埋立、木竹の伐採、動植物の採捕 等の行為は原則禁止 <p>【立入制限地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の立ち入りを禁止 | <p>【特別地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築、土地の形質変更、土石の採取、木竹の伐採等の行為は要許可 ・「野生動植物保護地区」では指定動植物の採捕等の行為は原則禁止 <p>【海中特別地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築、海底の形質変更、熱帯魚等(※)の採捕 等の行為は要許可 <p>【普通地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の工作物の新築等の行為は要届出 |

(※)環境大臣が指定した熱帯魚、さんご、海そう等

自然環境保全地域等の指定状況

平成20年3月31日現在

| 種 別 | 指定地域 | | 国土面積に対する割合(%) |
|------------------|------|---------|---------------|
| | 地域数 | 面積 (ha) | |
| 原生自然環境保全地域 | 5 | 5,631 | 0.015 |
| 自然環境保全地域 | 10 | 21,593 | 0.057 |
| 都道府県 自然環境保全地域 | 536 | 76,397 | 0.202 |
| 計 | 551 | 103,621 | 0.274 |

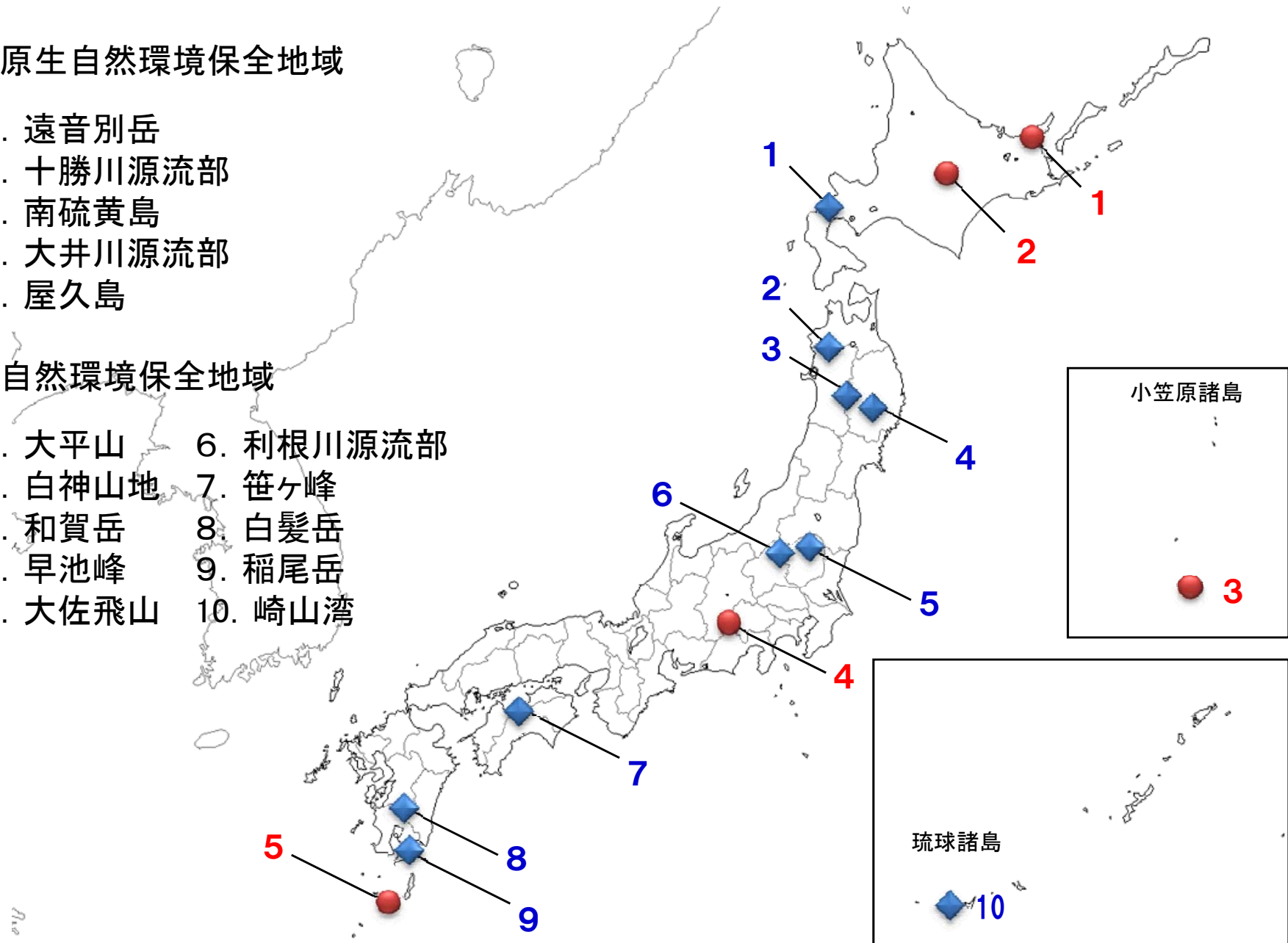
自然環境保全地域等の指定状況

● 原生自然環境保全地域

1. 遠音別岳
2. 十勝川源流部
3. 南硫黄島
4. 大井川源流部
5. 屋久島

◆ 自然環境保全地域

- | | |
|---------|-----------|
| 1. 大平山 | 6. 利根川源流部 |
| 2. 白神山地 | 7. 笹ヶ峰 |
| 3. 和賀岳 | 8. 白髪岳 |
| 4. 早池峰 | 9. 稲尾岳 |
| 5. 大佐飛山 | 10. 崎山湾 |



原生自然環境保全地域の指定状況

| 地域名 | 位置 | 面積 (ha) | 土地 所有 | 指定 年月日 | 備考 |
|--------|------|------------|----------|-----------|--------------|
| 遠音別岳 | 北海道 | 1,895 | 国有林 | S55.2.4 | |
| 十勝川源流部 | 北海道 | 1,035 | 〃 | S52.12.28 | |
| 南硫黄島 | 東京都 | 367 | 〃 | S50.5.17 | 全域立入 制限地区 |
| 大井川源流部 | 静岡県 | 1,115 | 〃 | S51.3.22 | |
| 屋久島 | 鹿児島県 | 1,219 | 〃 | S50.5.17 | |
| 合計 | 5地域 | 5,631 | | | |

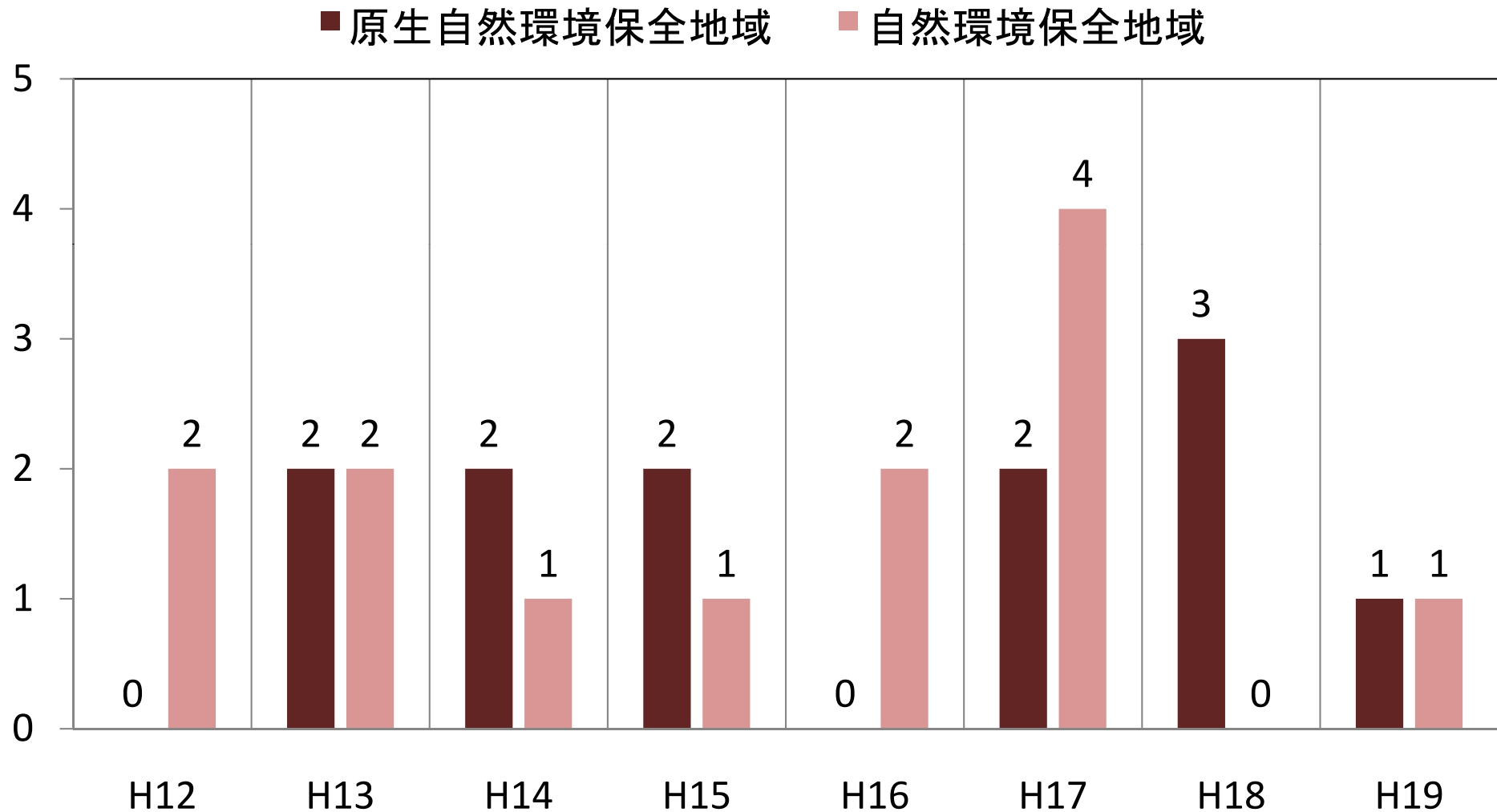
自然環境保全地域の指定状況(1/2)

| 地域名 | 位置 | 面積 (ha) | 土地 所有 | 指定 年月日 | 備考 |
|------|------------|------------|----------|-------------|-----------------------|
| 大平山 | 北海道 | 674 | 国有林 | S52. 12. 28 | 全域特別地区 全域野生動植物保護地区 |
| 白神山地 | 青森県 秋田県 | 14,043 | 〃 | H4. 7. 10 | 一部特別地区 一部野生動植物保護地区 |
| 和賀岳 | 岩手県 | 1,451 | 〃 | S56. 5. 21 | 全域特別地区 全域野生動植物保護地区 |
| 早池峰 | 岩手県 | 1,370 | 〃 | S50. 5. 17 | 全域特別地区 一部野生動植物保護地区 |
| 大佐飛山 | 栃木県 | 545 | 〃 | S56. 3. 16 | 全域特別地区 |

自然環境保全地域の指定状況(2/2)

| 地域名 | 位置 | 面積 (ha) | 土地 所有 | 指定 年月日 | 備考 |
|------------|------------|------------|------------|-----------|---------------------------|
| 利根川 源流部 | 群馬県 | 2,318 | 国有林 | S52.12.28 | 全域特別地区 全域野生動植物保 護地区 |
| 笹ヶ峰 | 愛媛県 高知県 | 537 | 国有林 民有地 | S57.3.31 | 全域特別地区 一部野生動植物保 護地区 |
| 白髪岳 | 熊本県 | 150 | 国有林 | S55.3.21 | 全域特別地区 |
| 稲尾岳 | 鹿児島県 | 377 | 〃 | S50.5.17 | 〃 |
| 崎山湾 | 沖縄県 | 128 | 海面 | S58.6.28 | 全域海中特別地区 |
| 合計 | 10地域 | 21,593 | | | |

自然環境保全地域等の許可件数 (H12～H19)



※ほとんどが学術研究のための行為(植物の採取・損傷、土石の採取等)

第3次生物多様性国家戦略の行動計画

自然環境保全地域等の現状と課題

- 自然公園等とあいまって、国土の生態系ネットワークの核となる部分を形成
- 総指定面積は決して広いとはいえず、優れた自然環境をすべて包含してはいない。

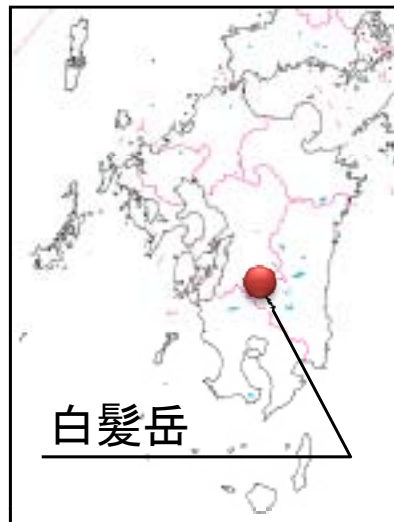
自然環境保全地域等の具体的施策

- 国土の生態系ネットワーク形成を促進するため、自然環境保全基礎調査の結果等の科学的知見や都道府県自然環境保全地域の指定状況等を踏まえ、全国的に生物多様性を保全するうえでの見地から配置や規模などについてレビューを行い、必要に応じて、自然環境保全地域等の指定又は拡張に向けた取組を進める。
- 既存地域については、生態系の変化をモニタリングし、管理のために必要なデータの蓄積を図る。また、保全状況等の現況を継続的に把握し、標識整備や巡視強化等により適正な管理を進める。

課題1: 予防的順応的な手法による生態系管理の充実

【具体事例】ニホンジカによる生態系の変化

熊本県、九州背梁山脈のほぼ南端に位置する白髪岳自然環境保全地域内において、ニホンジカによる採食により、我が国の南限に近いブナ林への影響が生じている。



位置図



森林状況(下層植生がみられない)

課題2：海域保全の充実

海域における生物多様性の保全を図る措置の充実

- 自然環境保全地域の海中特別地区は、海中に生息・生育するサンゴや海そう等の動植物を含む自然環境を保全。
- 国立・国定公園の海中公園地区と同様に、指定が海中に限定。
- 採捕規制の対象となる熱帯魚、サンゴ等の指定動植物について、海域ごとの状況に合わせたきめ細かい種指定ができない。
- これらを踏まえ、海中のみならず海上も含めた海域でのすぐれた自然環境の保全を図るための措置の充実が課題。

自然環境保全地域等における検討の方向性

○国立・国定公園と同様に、以下の事項を検討の方向性とする。

1. 予防的順応的な手法による生態系管理の充実
シカ等の食害や他地域からの動植物の侵入・持ち込みによる生態系の変化に対応するため、生態系管理の枠組みの構築等必要な措置の充実
2. 海域保全の充実
自然環境の保全上重要な海上を含む海域において、保全措置の拡充や、海域ごとの状況に応じたきめ細かい自然環境の保全を図るため必要な措置の充実